

## 学校環境衛生基準変更について

文部科学省



文部科学省は、学校環境衛生基準(案)を変更すべく、2009年2月12日に文部科学省ホームページ上でパブリックコメントの募集を行いました。意見の公募は、2009年の3月13日までとなっています。詳しくは、文部科学省ホームページのパブリックコメントをご覧ください。

学校環境衛生基準は、学校保健法(昭和33年法律第56号)に基づく環境衛生検査、事後措置及び日常における環境衛生管理等を適切に行い、学校環境衛生の維持・改善を図ることを目的として定められました。

しかし、学校保健法等の一部を改正する法律(平成20年法律第73号)によって新たに学校保健安全法が制定され(2009年4月1日施行)、その法律の第6条第1項により、学校における換気、採光、照明、保温、清潔保持その他環境衛生に係る事項について、児童生徒等及び職員の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、今回新たに定められたものとなります。

当社では、学校環境衛生基準に基づく水質検査等を行っておりますので、是非、ご相談下さい。

資料 2009年2月12日付 文部科学省パブリックコメント

クロマト分析箇所 山田悠貴